

いすみ市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と市民の良好な生活環境の確保を図るとともに市内における地域猫活動を支援するため、公益財団法人どうぶつ基金（以下「基金」という。）が実施するさくらねこ無料不妊手術事業により発行されるさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（以下「チケット」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 飼い主のいない猫 市内の屋外に生息する猫であって、特定の飼い主がいないことが明らかである猫をいう。
- （2） 地域猫 飼い主のいない猫のうち、その生息地域の住民の十分な理解が得られ、当該地域の住民により適切に管理されている猫をいう。
- （3） 地域猫活動 市内の一定の地域において、地域住民が主体となって対象となる猫を把握するとともに、管理者を明確にし、不妊手術の徹底、餌や糞尿の管理、周辺美化等、当該地域のルールに基づいて地域猫を適切に管理する活動をいう。
- （4） 不妊手術 雌猫の卵巣若しくは卵巣及び子宮を摘出する手術又は雄猫の精巣を摘出する手術並びにこれらの手術と同時に行われる手術済みの猫と判別するため片方の耳の先端をV字型に切除する処置をいう。
- （5） 協力病院 基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業に賛同し、基金の審査を経た動物病院をいう。
- （6） さくらねこ 不妊手術済みの目印として、耳先をさくらの花びらのような形にV字カットした猫をいう。

（交付対象者）

第3条 チケットの交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている18歳以上の者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 市内に生息する飼い主のいない猫に不妊手術を施し、地域猫活動を行うことができる者であること。
 - （2） 市内に住所を有する同一世帯でない18歳以上の協力者がいる者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる猫についてチケットを利用しようとする者は、交付対象者としなない。
- （1） 里親に出す前提の飼い主のいない猫
 - （2） 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
 - （3） 以前飼い主のいなかった猫であり、現在は飼い主のいる猫
 - （4） その他チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫

(交付の申請)

第4条 チケットの交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、チケットを利用しようとする月の前々月の末日までに、いすみ市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 地域猫活動計画書（様式第2号）

(2) いすみ市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付条件確認書（様式第3号）

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、チケットの交付の可否を決定したときは、いすみ市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知し、併せてチケットを交付するものとする。

(実績報告)

第6条 前条の規定によりチケットの交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、不妊手術終了後、いすみ市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するとともに、利用しなかったチケットがある場合はこれを返却しなければならない。

(1) 猫の捕獲及び解放場所の写真

(2) 手術実施前後の猫の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(決定の取消し)

第7条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、チケットの交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段によりチケットの交付の決定を受けたとき。

(2) チケットの利用方法が著しく不適當と認められるとき。

(3) その他この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定によりチケットの交付の決定を取り消したときは、いすみ市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付決定取消通知書（様式第6号）により、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(チケットの返還)

第8条 市長は、前条第1項の規定によりチケットの交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既にチケットが交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(免責)

第9条 市は、この告示に基づいて行われた活動及び関係する住民、団体、協力病院等との間に生じた事故、紛争、費用等について、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年9月1日から施行する。